

令和5年 第5回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年5月12日（金）午前9時29分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（12名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 なし)
5. 欠席した委員（0名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	8番 須田 久 9番 佐藤久美子
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主査 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【4件】
報告第8号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定 について ・・・【33件】

◆事務局長

ただ今より、令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時29分)

◇会長

おはようございます。お忙しい中、本日も出席頂きましてありがとうございます。

田植えも終盤を迎えている頃かと思えます。例年、苗の失敗の情報が入ってくるものですが、今年は失敗の情報が入ってなくて、こんな年は初めてじゃないかと感じているところ です。

現在、各企業の決算状況が発表されており、農業関連の企業もそれなりの収益を上げているようでございます。農家が生産資材の高騰で苦勞している中で、企業は収益を伸ばしているということに非常に疑問を感じておりますけれども、その収益が廻りめぐって農家へ届くような措置を講じてもらいたいと思うところでございます。

本日は忙しい時期でもございますので、慎重かつスムーズな審議にご協力をお願いします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移りますが、その前に議案書の修正をお願いいたします。お手元に差替えと追加のページをお配りしております。3ページは、議案一覧の議案番号21-30から追加になるということと、8ページは申請地がわかりにくかったため太線で囲んでおりますので、差替えをお願いします。26、27ページは追加の議案となります。

それでは議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくをお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は欠席の届け出はありませんでした。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中12名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

8番 須田 久委員 9番 佐藤久美子委員 の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
4月25日、中央地区農業委員会会長会通常総会が秋田市で開催されまして、出席しております。また、翌日の26日には、にかほ市農業再生協議会の総会に出席しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4ページからになります。
報告第7号-1は、借受人の体調不良により解約するものであります。
報告第7号-2と3は、新たに利用権を設定するため解約するものであります。なお、新たな利用権の設定として、それぞれ議案第21号-7、第21号-21へ上程されております。
報告第7号-4は、先月の議案にありましたが、新たに利用権を設定出来たことと、当該地が耕作不便であることから解約するものであります。

◇議長

報告第7号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第7号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第 8 号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 5 ページからになります。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

申請地の位置図、公図を議案書 6 ページ、7 ページに掲載しておりますが、場所は、象潟郵便局の南約 90 m に位置する、象潟町字五丁目塩越地内の登記地目が畑の土地になります。

先ほど差替えをお願いした 8 ページをご覧ください。太線で囲われている範囲内に、たくさんの地番が記載されていて、当該字地番も含まれています。当該地番は、登記簿上は地目が畑で登記されていますが、公図上は隣接地との境界が確定されていない「筆界未定地」となっていたものであります。

今般、当該地について境界が確定したものの、昔から住宅用地として使用されている状態でありました。そのため、地目変更申請をしたことにより、照会があったものですので、非農地として回答しております。現地につきましては森委員に確認していただいております。

◇議長

報告第 8 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第 8 号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 21 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 9 ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて 33 件でありまして、うち賃借権の新規が 23 件、再設定が 10 件で、利用権設定の総面積は 196,374m²です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第 21 号-1 から 20 までを説明します。

議案第 21 号-1 は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-2 と 3 は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-4 は、賃借権の新設であります。期間満了にて返却された農地を新たに賃借するものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-5 は、賃借権の新設であります。これまで自作しておりましたが、高齢のため新たに権利を設定するものであります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-6 と 7 は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。なお、第 21 号-7 は、報告第 7 号-2 に係る農地であります。それぞれの契約条件は議案に記載のとおりであります。受人は、認定農業者で年齢 70 歳、世帯人員は 3 人で全員農業に従事しております。

議案第 21 号-8 は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-9 から 11 は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。当該地は、今年の第 2 回総会で合意解約の報告のあった農地であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 21 号-12 から 15 は、賃借権の新設であります。受人は、由利本荘市にお住まいですが、にかほ市で農業をしたいということで、3 月に、にかほ市の認定新規就農者として認定されております。これまで、市内の農業法人や個人農家で農作業の経験があるとのこと。なお、経営品目はネギであります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-16は、賃借権の新設であります。受人の住所が秋田市になっております。元々は市内に住んでおりました、結婚を機に転出したものであります。にかほ市に通いながら営農しております。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-17と18は、それぞれ賃借権の新設と再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。なお、それぞれの受人の住所からも判るかと思いますが、2人は兄妹でありまして、兄はネギを、妹は花きを作付けしております。

議案第21号-19は、賃借権の新設であります。登記所有者の相続人と連絡がとれたことから、利用権の設定となりました。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-20は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第21号-1から20までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10番
森委員

議案番号第21号-12から15と第21号-16の受人についてお尋ねします。

どちらも、にかほ市外にお住いのようですが、通いながら農業をするのか、にかほ市で農業をする由来のようなものはあるのでしょうか。

◆事務局長

■■■■■は、義理の父が、由利本荘市で稲作農家をしているということです。■■■■■本人は、にかほ市内の農業法人で雇用された後、■■■■■のところで「ねぎ」を学び、今回、独立するものであります。

当初、由利本荘市内で農地を探しておりましたが、適地が見つからず、■■■■■のところに通いながら、にかほ市内で農地を探していたところ、一定の区域内にまとまった遊休農地が見つかったため、元農協職員に仲介してもらい、地権者の同意を得ることが出来たものです。

■■■■■は、元々にかほ市出身の方で、転出前から、にかほ市内で「ねぎ」を栽培しております。奥様の職場が秋田市にあることから、結婚を機に秋田市に転出し、時間に融通の利く■■■■■が通って営農しております。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようであれば、議案第21号-1から20について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第21号-21から29までを説明いたします。議案書は20ページからとなります。

議案第21号-21と22は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。第21号-21は、報告第7号-3に係る農地であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-23から26は、受人が同一で、第21号-24以外は賃借権の再設定であります。第21号-24は新設ですが、外にも利用権設定している農地がありますので、利用権の終期をそれらに合わせて設定しております。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-27は、賃借権の新設であります。当該地は、期間満了で返却され、新たな受け手を探していた農地でありました。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第21号-28は、賃借権の新設であります。先月も同様の案件がありましたが、当該農地は、令和5年4月までの利用権が設定されていたものですが、令和5年の営農に向けて集落内で調整するため、昨年11月に解約された農地であります。新設ということではありますが、結果的に昨年までの耕作者に再度貸し付けられることになったものであります。

議案第21号-29は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第21号-21から29までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようであれば、議案第21号-21から29について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第21号-30から32は、4番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員退席〉

(午前9時59分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は26ページからになります。議案第21号-30から32は、受人が同一で、いずれも農地中間管理事業を利用した賃借権の新設で、期間満了で返却された農地と自作できなくなった農地を賃借するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第21号-30から32の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようであれば、議案第21号-30から32について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 4番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈4番 須田貴志委員着席〉 (午前10時01分)

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第21号-33も、農地中間管理事業を利用した賃借権の新設で、先月の総会で解約の報告をした農地となります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第21号-33の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見等ないようであれば、議案第21号-33について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時03分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年5月12日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 8 番 印

委 員 9 番 印
